

## 身体障害者福祉センター各種教養講座

詳しくは電話でご確認ください。  
**内容・日時** 下表の通り。  
**会場** 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。  
**対象** 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。  
**申込** 随時電話かファクス。  
**申込先・詳細** 身体障害者福祉協会 ☎641-8853、FAX641-8966

種 目	実 施 日 時	
生花教室	第1・3木曜午後1時～3時	
民謡教室	毎週月曜午前10時30分～午後0時30分	
ダンス教室	第3土曜午後1時～3時	
囲碁教室	毎週月曜午後1時～3時	
ペン字教室	第1・3木曜午後1時30分～3時30分	
将棋教室	第1・3水曜午前10時～午後2時	
短歌教室	第2土曜午後1時～3時	
手足の不自由な方	料理教室	第3金曜午前10時～午後2時
	茶道教室	第3・最終金曜午前10時～午後3時
	手芸教室	第2・4木曜午前10時～午後3時
中途失聴者	手話教室	毎週金曜午後1時～3時
	料理教室	第1木曜午前10時～午後2時
	手芸教室	第1火曜午前10時～午後3時
	日本舞踏	毎週月曜午後1時～3時

償還方法・期間 元金均等毎月返済。15年(無落雪屋根への改造を含む場合は20年)以内。無担保融資の場合はいずれも5年以内。  
**対象** 次の条件に該当する方。  
 ①55歳以上か障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方とその親や子、②申し込み時に20歳以上で75歳(70歳、82歳の場合あり)までに返済を完了できる、③前年所得が千

200万円以下、④市民税を滞納していない。  
**申込** 市役所7階住宅課、区役所保健福祉サービス課で配布中の申込書を1月31日(月)までに提出。  
**詳細** 住宅課 ☎(21)2832  
**水道料金の請求額など点字でお知らせします**  
 視覚に障がいのある方に、水道料金・下水道使用料の請

求額などを点字で印字したお知らせ票をお送りします。  
**申込** 随時電話。  
**詳細** 水道局営業課 ☎(21)7039  
**有料道路の障がい者割引の更新手続き**  
 有料道路の障がい者割引の有効期限は、申請日後の2回目の誕生日までとなります(障がい者手帳に期限の押印

## 広 告 欄



### 税金

あり)。引き続きご利用の方は、有効期限の2カ月前から区役所で更新できます。詳しくはお問い合わせください。  
**詳細** 区役所(19階)の保健福祉サービス課  
**△償却資産の申告を△**  
 平成17年1月1日現在、市内で事業を営み、事務機器・店舗用備品・各種機械工具などの事業用償却資産をお持ちの方には、固定資産税が課税されます。年内に「償却資産申告書」をお送りしますので、1月31日(月)までに償却資産のある区の区役所に提出してください。申告用紙が届かない方、不明な点がある方はご連絡ください。  
**△住宅用地・被災住宅用地の申告を△**  
 住宅用地は、所有者の申告

に基づき認定される住宅の敷地で、課税標準の特例として税負担が軽減されます。平成17年1月1日現在、土地を所有する方で、平成16年12月31日までに住宅の新築・建て替え・取り壊しなどを行った場合は、申告してください。  
 また、平成15年1月2日以降に火災などの災害により住宅が滅失・損壊した場合、申告に基づき災害の発生後2年度分に限り、被災前と同じく住宅用地と認定し税負担を軽減する制度があります。  
**課税** 申告期限は、いずれも1月31日(月)です。  
**詳細** 区役所(19階)の課税

1月4日(火)は、固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限です。  
 納め忘れの市税はありませんか。今一度お確かめの上、年内に納めましょう。